

第24回 総会議事録

- 1 開催の日時 令和元年6月27日(木)午後2時00分～午後3時15分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- | | |
|---------|-------------------------|
| 議 第135号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議 第136号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議 第137号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議 第138号 | 非農地確認について |
| 議 第139号 | 松江市農用地利用集積計画の決定について |
| 議 第140号 | 松江農業振興地域整備計画の変更について |

報告第47号 会長専決処分の報告

報告第48号 事務局長専決処分の報告

- 4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 宮廻 彰夫(出) | 2番 富士本 数彦(出) | 3番 高橋 裕典(出) |
| 4番 青砥 芳美(出) | 5番 磯部 美津子(出) | 6番 勝田 達雄(出) |
| 7番 角 可津夫(出) | 8番 永江 りえ(出) | 9番 矢野 秀行(出) |
| 10番 清水 秋廣(出) | 11番 足立 裕子(出) | 12番 吉岡 雅裕(出) |
| 13番 槇原 篤(出) | 14番 渡部 文明(出) | 15番 吉岡 幸雄(出) |
| 16番 岸本 定朝(出) | 17番 浅野 真治(出) | 18番 古藤 一郎(出) |
| 19番 三島 進(出) | | |

- 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	後藤 悠希
農地係長	浅野 剛志	農地係副主任	高尾 祥和
農地係専門企画員	野津 慎一	農地係主事	伊藤 謙
農地係主任	岡田 勝		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。ただ今から第24回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席はありません。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。11番の足立委員、12番の吉岡雅裕委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と伊藤主事にお願いします。それでは、議事に入ります。

議第135号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議第135号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件8筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それではまず、12番の案件からご説明します。申請は、竹矢町の田2筆を贈与されるものです。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに家庭の事情によるものです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。なお、譲受人の耕作面積が下限面積を下回っていますが、譲受人と譲渡人は親子であり、異なる住所ですが、同一生計で農業経営を行っているため、世帯の耕作面積として見れば、面積要件を満たしていると判断しました。

次に、13番の案件についてご説明します。申請は、乃白町の田1筆と、現況畑の田1筆を贈与されるものです。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに家庭の事情によるものです。申請者の世帯は、トラクター、耕運機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、14番の案件についてご説明します。申請は、乃白町の田3筆を贈与されるものです。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに家庭の事情によるものです。申請者の世帯は、トラクター、耕運機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、15番の案件についてご説明します。申請は、宍道町東来待の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、田植え機、耕運機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長
2番委員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

詳細は事務局からの説明にもありましたが、4件とも現在すでに耕作が行われていることもあり、2班全員で問題なしと判断しました。

議長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第135号について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第135号については、原案のとおり許可することに決めます。

次に議第136号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。なお、本案件のうち番号9番については、議第137号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号41番と関連する案件でございます。よって議第137号の番号41番を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第137号の番号41番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議第136号、今月の農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案4のページと併せて「農地法第4条・5条の説明資料」をご覧ください。それでは先ず、4条の9番について説明いたします。こちらは、5条の41番と合わせて申請された案件のため、説明も5条の41番と併せてさせていただきます。事業者はご覧のとおりです。転用場所は古曾志町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は114㎡、所要面積も同様の114㎡です。事業計画ですが、申請地を平成18年頃より整備し、近隣の自宅の駐車場として使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に関連案件の5条の41番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は古曾志町の1筆です。都市計画区域区分は、農地区分、土地利用計画との調整は、4条の9番と同様です。転用目的は駐車場です。転用面積は100㎡、所要面積も同様の100㎡です。権利の種類は所有権移転です。事業計画ですが、申請地を整備し駐車場として利用するものですが、申請地の一部を擁壁用のコンクリート等の置き場として利用しており、一部追認となることから、始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に4条の10番について説明いたします。事業者は、ご覧のとおりです。転用場所は穴道町上来待の1筆です。都市計画区域区分は 都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は墓地です。転用面積は9.9㎡、所要面積も同様の9.9㎡です。事業計画ですが、現在の墓地が山中にあり管理が困難なため、申請地に墓地を移設するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました4条2件につきましては、農地法第4条第2項、5条の41番につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

2 番 委 員 4条の9番と5条の41番は併せて現地を確認いたしました。周辺に農地もなく、始末書も提出されていることから、問題なしと判断しました。

2 番 委 員 長 4条10番の案件については、墓地案件のため、現地調査を行っておりません。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)
ないようですので、採決いたします。議第136号と、議第137号の番号41番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第136号と、議第137号の番号41番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
ご異議なしということですので、議第136号と、議第137号の番号41番は、原案のとおり許可することに決めます。

事 務 局 次に、議第137号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号41番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。
それでは、議第137号農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案6ページと併せて、「農地法第4条・5条の説明資料」をご覧くださいませ。
それでは先ず、5条39番について説明します。こちらは、5条の40番と併せて申請された案件のため、説明も5条の40番と併せてさせていただきます。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は210㎡、所要面積も同様の210㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。
次に5条の40番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整は、39番と同様です。また、転用目的、転用面積・所要面積、権利の種類、事業計画についても39番と同様です。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。
次に、5条の42番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は浜佐田町の6筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は2,785㎡、所要面積も同様の2,785㎡です。権利の種類は、ご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し、建売住宅11棟の建築及び道路を新設するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。次に、5条の43番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は上東川津町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。転用面積は331㎡、所要面積も同様の331㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し、分家住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の44番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八幡町の3筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分ですが、申請地は、竹矢小学校と竹矢幼稚園から500m以内であって、水道管と下水道管が埋設される4m以上幅員のある東側の市道に接しているため、第3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。転用面積は273㎡、所要面積は、申請地内に雑種地が2筆あるため305㎡となっております。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画は、申請地を整備し分家住宅を建築するものですが、現地は昭和62年頃に隣接の資材置き場を使用している建設会社に貸していた経緯があり、一部アスファルトが敷いてあるため、追認案件となることから始末書が提出されています事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の45番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成29年11月29日付け農振除外となっております。転用目的は分家住宅です。転用面積は374㎡、所要面積は実測の437㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備して、分家住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の46番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の4筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和元年5月16日付け農振除外となっております。転用目的は貸し農業用倉庫です。転用面積は2,421㎡、所要面積も同様の2,421㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備して、貸し農業倉庫等を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条の47番についてご説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和元年5月16日付け農振除外となっております。転用目的は分家住宅です。転用面積は298㎡、所要面積も同様298㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備して、分家住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条8件につきましては、農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

39番と40番の案件については、周辺に農地もなく、問題なしと判断しました。42番の案件についても、周辺の農地への影響はなく、問題なしと判断いたしました。43番及び44番の案件についても、周辺農地への影響はなく、問題はないと判断いたしました。46番及び47番の案件は、農振除外の際に現地調査を行っているため、今回は現調査を行っておりません。

議 長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

1 6 番 委 員 4 4 番の案件について、説明の中で「分家住宅」との説明があったが、申請計画の中では「個人住宅」となっている。この違いはなにか。

事 務 局 以前の総会でも同様の案件があったが、申請書の中の転用目的の欄は、農地法許可の観点から「分家住宅」という表現が使われています。一方申請の計画の中では建築基準法上の表現として、「専用住宅」「店舗との併用住宅」「個人住宅」「共同住宅」等の表現が使われる場合もあります。申請書の書き方を統一させた方が良いですが、関係法令を良く理解されている申請者の方ほど、分けて書かれる傾向にあります。あくまで農地法上は「当該地域にお住まいの方の分家住宅」という整理であるが、記入された表現のまま総会でお諮りしているところです。

1 6 番 委 員 分かりました。

事 務 局 また、4 5 番の案件について、先ほどの説明の中で、転用面積と所要面積に差異があったが、これについて説明願いたい。

通常は転用面積の欄に登録簿面積を記載しており、図面の面積とも一致しているところですが、4 5 番の案件については、登録簿面積と実測面積に差異があり、事業の詳細に記載のある面積については、住宅等に見合った面積をお示しする、といった意味合いで、このように記載しています。

1 6 番 委 員 分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 1 3 7 号の番号 4 1 番を除いたものについては、全て、島根県農業会議からの意見聴取が不要であります。ついては、採決いたします。議第 1 3 7 号の番号 4 1 番を除いた、全ての案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 1 3 7 号の番号 4 1 番を除いた、全ての案件について、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 1 3 8 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議題 1 3 8 号非農地確認についてご説明いたします。議案と『非農地確認について』の説明資料を併せご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 2 件 4 筆です。

それでは、番号 3 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、乃木福富町の市街化区域、農用地区域外の田 2 筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道浜乃木乃木福富線を農林高校前から南に進み、福富橋北詰の道路を東に 1 0 0 メートル進んだ北側に位置しており、現在は、一面に竹が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、目次 宗昭 農地利用最適化推進委員です。

つづいて、番号 4 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、宍道町佐々布の都市計画区域外、農用地区域外の畑 1 筆と田 1 筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、畑・旭いこいセンターを南に進み、市道旭・畑線を東に向かって 1 5 0 メートル進んだ北側に位置しており、現在は竹や雑木等が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、宮廻 義弘 農地利用最適化推進委員です。

事務局 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議長 それでは、2件とも、推進委員確認分ですので、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

事務局 現地確認した際の現地の状況です。

事務局 番号3番の案件ですが、6月10日に申請者の代理人の立ち合いの下、目次宗昭 農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、約70年前から労力不足により耕作放棄され、現在は一面に竹が繁茂し、今後耕地としての再生は困難な状況です。

事務局 番号4番の案件は、6月13日に申請者の代理人の立会いの下、宮廻義弘 農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、約25年前から労力不足により耕作放棄され、現在は竹や雑木等が繁茂し、今後耕地としての再生は困難な状況です。説明は以上です。

議長 事務局職員からの報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と、職員からの現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありますか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第138号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第138号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第139号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議第139号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

事務局 最初に農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、東出雲地区、畑8筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、法人解体に伴い、所有するすべての農地を売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

事務局 所2は、八雲地区、田1筆の贈与による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。贈与のため、対価の支払いはありません。

事務局 つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1は秋鹿地区の更新案件です。利2は生馬地区の新規案件です。利3から利5は持田地区の更新案件です。利6は川津地区の更新案件です。利7は鹿島地区の更新案件です。利8は八雲地区の更新案件です。利9は玉湯地区の新規案件です。利10は八東地区の新規案件です。

事務局 以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田17,235㎡、畑3,291㎡、合計面積20,526㎡となります。

事務局 続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1から転8は古江地区、機構転貸の案件で、このうち転1・転7・転8が新規の案件です。転9は生馬地区の更新案件で、機構の転貸です。転10は竹矢地区の新規案件で、機構の転貸です。転11は玉湯地区の新規案件で、機構の転貸です。転12は宍道地区の新規案件で、機構の転貸です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田29,465㎡となります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第139号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第139号は原案のとおり決定することに決します。次に議第140号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第140号の「松江農業振興地域整備計画の変更」についてご説明させていただきます。皆様方には、本日の審議に先立ち、6月3日に農振除外案件の現地調査にお出かけ頂き、有難うございました。本日は、あらためて農振除外の各申出についてご説明いたします。はじめに1件、取り下げのご報告をさせていただきます。6月3日の現地調査において、午後の部で調査していただいた、東忌部町1413番5の農家住宅の移転についてご説明いたします。6月3日の現地調査においても、ご確認いただいた東忌部町の農家住宅移転新築ですが、申出者と市農政課で協議した上、交付金の返還が発生しないよう、申出を10月に遅らせることとなりましたので、今回は取り下げということになりました。

つづいて表紙に「松江農業振興地域整備計画変更理由書(案)」と書いてあるものをご覧下さい。「松江農業振興地域整備計画 変更理由書(案)」は農振除外に必要な書類です。めくっていただきまして1枚目は今回、どういった変更理由で、どれだけ農用地区域から除外されることになるかを一覧にしたものです。次のページの農用地利用計画変更総括表は、今回の除外によって、農地の面積がどう変化するかを一覧にしたものです。めくっていただきまして、次の変更土地調書というのは、除外の申出について、それぞれ、基本的な情報を一覧にしたものです。めくっていただきまして、次の変更要件確認表は、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の要件について、各申出が適合していることについて示した一覧です。続いて、どの土地で、どれくらいの面積を使って、何をしたいのかをまとめたものである付図について1件ずつ説明いたします。今回の除外は合計9件です。また、編入の申出はありませんでした。最後まで通してご説明しますので、ご質問、ご意見がございましたら、最後にお願いたします。

1番の案件についてご説明いたします。目的は、駐車場の整備です。事業計画者の自宅は申出地から細い道を挟んで東側です。子の車2台、宣伝カーの駐車場所を確保するため、平成17年に土地を購入し、そのときから駐車場として利用しています。当時は手続きが必要であることが分かっていませんでしたが、このたび、農振除外および転用手続きが必要だと知り、申出書を提出されました。追認案件として、始末書の

提出を受けています。北側に隣接農地がありますが、境界付近は木が植えてあり、土地と土地が完全に分断されていることから、影響を及ぼすことはありません。周辺には他に利用できる土地が非農地、農地ともになく、代替できる土地はありません。

次に2番の案件についてご説明いたします。目的は、農業用倉庫等の敷地および進入路用地です。事業計画者が代表を務める有限会社の農業用倉庫等の敷地の一角であり、昭和59年に旧八束町が757番7を公衆用道路として分筆し、その際にできた757番10の払い下げを受けた土地です。当時は農振除外が必要だとは考えず、そのまま利用していましたが、このたび、土地の各種手続き関係を整理するために松江市に相談していたところ、手続きが必要であることを知り、追認案件として申出をしたものです。始末書の提出を受けております。周囲に農地はなく、周辺農地への影響はありません。事業所敷地内の土地であり、道路からの進入路部分でもあることから、他に代替できる土地はありません。

次に3番の案件についてご説明いたします。目的は、分家住宅の建築です。申出者は、両親に育児を協力してもらい、将来的には両親を介護するため、本家の近くにに住む必要があります。隣接する北側と南側の土地はすでに農振除外済みで、住宅が建築されています。隣接農地は2筆ありますが、今回の事業計画で切土や盛土はなく、影響を及ぼすことはありません。なお、本家から今回の申出地の間には、非農地はなく、自己所有地も本申出地だけであり、他に代替できる土地はありません。

次に4番の案件についてご説明いたします。目的は、グループホームの建築です。事業者は、玉造地域を中心にグループホームを3か所運営している福祉法人であり、このたび、入居希望者の増加により、既存施設では対応しきれなくなったことから、今回、グループホームを新たに建築するものです。全体では約1,090㎡での計画であり、本申出は、その一部ということです。今回は既存のグループホームの補完的な役割を担うものであり、既存施設の隣接地で計画する必要があります。したがって、代替できる土地はありません。隣接農地はなく、周囲への影響も特にないことを確認しています。なお、本申出地はすでに整地済みです。これは平成20年頃に、隣接するまがたま荘の運動場を整備した際、残土の処理をどうするかという話があり、所有者が長らく耕作しておらず、草刈り等の管理に苦慮していたことから、この残土で盛土をしたということです。追認案件ですので、始末書の提出を受けています。

次に5番の案件についてご説明いたします。目的は、会社敷地の拡張です。事業計画者は、隣接地である107番3で建築板金業を営んでいます。このたび、敷地内工場の拡張にあたり、現在の駐車場部分を使用するため、新たな駐車場用地として、本申出地を利用します。事業所の駐車場という特性上、事業所の周辺で計画することが望ましく、周辺で土地探しを行いました。周辺はほとんどが農地であり、非農地である西岩坂404番1の土地も、土地所有者に利用を断られています。他に代替できる土地はありません。1mから2mの盛土をし、駐車場部分にはバラスを敷く計画です。残地との境界部分については、農業用機械の通行上、擁壁の設置はしないしてほしいという土地所有者からの要望があり、法面を作って、境界部分が20cmの盛土となるようにする計画です。

次に6番の案件についてご説明いたします。目的は、保育所の建設です。事業計画者は、日吉の住宅団地内で保育所を運営しています。現在、施設利用者用駐車場がないため、路上駐車にて送り迎えが行われており、危険な状態であることから、移転を行うものです。利用者の利便性を考慮すると、既存施設から大きく離れての移転は現

事務局 実的でなく、現在地から半径 500m程度で検討を行いました。他に候補地が非農地を含め 4カ所ありましたが、土砂災害特別警戒区域に一部がかかっていたり、意宇川氾濫時に氾濫調整池となるような土地で、安全面での不安があったりと、いずれも建築不可という判断をせざるを得ず、最終的に本申出地しか建築可能なところが残りませんでした。3方向を市道や川に囲まれている条件からも周囲への影響が少ないと考えられます。

次に7番の案件についてご説明いたします。目的は携帯電話の無線基地局の建設です。事業計画者は、総務省による、電気通信事業法第9条の規定に基づく電気通信事業の登録を受けております。また、計画に必要な面積は4㎡とわずかであり、周囲への影響がないことも確認しております。

次に8番の案件についてご説明いたします。目的は携帯電話の無線基地局の建設です。事業計画者は、総務省による、電気通信事業法第9条の規定に基づく電気通信事業の登録を受けております。また、計画に必要な面積は6㎡とわずかであり、周囲への影響がないことも確認しております。

最後に9番の案件についてご説明いたします。目的は携帯電話の無線基地局の建設です。事業計画者は、総務省による、電気通信事業法第9条の規定に基づく電気通信事業の登録を受けております。また、計画に必要な面積は4㎡とわずかであり、周囲への影響がないことも確認しております。

以上、簡単ではありますが、説明させて頂きました。尚、これらの案件について、松江市農政課としましては、農振除外に関する法的基準を全て満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 対象農地につきましては、今月3日に、午前が議席番号2桁の委員で八束を、午後が議席番号1桁の委員で橋南を担当し、2班に分けて現地調査が行われております。それぞれ、代表者から、報告をお願いします。

15番委員 事務局からの説明にあったとおり、1番から3番の案件については、農業振興地域からの除外は適切にできると判断いたしました。

3番委員 残りの案件についても、現地を確認し、農業振興地域からの除外は適切にできると判断いたしました。

議長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第140号は 原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第140号は原案のとおり同意することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第47号「会長専決処分の報告」、報告第48号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

事務局 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第24回松江市農業委員会総会を閉会いたします。